

11の3 低炭素建築物新築等計画の認定申請 1件につき次の表に掲げる額

区分		手数料の額		
低炭素建築物新築等計画認定申請	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	5,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）	申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が1戸のもの	5,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	29,000円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	49,000円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	88,000円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	139,000円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	176,000円
			申請戸数が301戸以上のもの	188,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		88,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		139,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		176,000円
床面積の合計が	220,000円			

	25,000平方メートルを超えるもの	
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	88,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	139,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	176,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	220,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		29,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		88,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		139,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		176,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		220,000円

その他の場合	一戸建ての住宅		37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	37,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	75,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	106,000円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	150,000円
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	215,000円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	309,000円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	418,000円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	549,000円
		申請戸数が301戸以上のもの	644,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		198,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		308,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		396,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		473,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		551,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定め

	外の部分	る基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては265,000円、その他の基準による審査にあっては93,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては422,000円、その他の基準による審査にあっては156,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては601,000円、その他の基準による審査にあっては253,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては737,000円、その他の基準による審査にあっては330,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては869,000円、その他の基準による審査にあっては397,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては992,000円、その他の基準による審査にあっては465,000円
	その他の建築物	
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては265,000円、その他の基準による審査にあっては93,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては422,000円、その他の基準による審査にあっては156,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては601,000円、その他の基準による審査にあっては253,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては737,000円、その他の基準による審査にあっては330,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メ	市長が定める基準による審査にあっては869,000円、その他の基準による審査に

			一トール以内のもの	あつては397,000円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては992,000円、その他の基準による審査にあつては465,000円
低炭素建築物新築等計画変更認定申請	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		3,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,000円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	53,000円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	83,000円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	106,000円
			申請戸数が301戸以上のもの	113,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	83,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	106,000円
床面積の合計が25,000平方メートル	132,000円			

	を超えるもの	
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	83,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	106,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	132,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		17,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		53,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		83,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		106,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		132,000円

その他の場合	一戸建ての住宅		19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	19,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	38,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	55,000円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	78,000円
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	112,000円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	163,000円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	223,000円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	292,000円
		申請戸数が301戸以上のもの	341,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		101,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		163,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		212,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		254,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		297,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定め

	外の部分	る基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては133,000円、その他の基準による審査にあっては47,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては214,000円、その他の基準による審査にあっては81,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては309,000円、その他の基準による審査にあっては135,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては382,000円、その他の基準による審査にあっては178,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては452,000円、その他の基準による審査にあっては215,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては518,000円、その他の基準による審査にあっては254,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては133,000円、その他の基準による審査にあっては47,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては214,000円、その他の基準による審査にあっては81,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては309,000円、その他の基準による審査にあっては135,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては382,000円、その他の基準による審査にあっては178,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メ	市長が定める基準による審査にあっては452,000円、その他の基準による審査に



		メートル以内のもの	あつては215,000円
		床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては518,000円、 その他の基準による審査にあつては254,000円

備考

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により、低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。